

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年2月10日
【四半期会計期間】	第65期第3四半期（自平成28年10月1日至平成28年12月31日）
【会社名】	株式会社ウッドワン
【英訳名】	WOOD ONE CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 中本 祐 昌
【本店の所在の場所】	広島県廿日市市木材港南1番1号
【電話番号】	0829(32)3333(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部本部長 藤 田 守
【最寄りの連絡場所】	広島県廿日市市木材港南1番1号
【電話番号】	0829(32)3333(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部本部長 藤 田 守
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第64期 第3四半期連結 累計期間	第65期 第3四半期連結 累計期間	第64期
会計期間	自平成27年4月1日 至平成27年12月31日	自平成28年4月1日 至平成28年12月31日	自平成27年4月1日 至平成28年3月31日
売上高 (百万円)	49,119	49,854	65,571
経常利益及び経常損失 ( ) (百万円)	231	1,475	303
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益又は親会社株主 に帰属する四半期純損失 ( ) (百万円)	173	997	62
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	2,608	2,015	4,569
純資産額 (百万円)	41,883	41,554	39,932
総資産額 (百万円)	92,070	89,747	89,081
1株当たり四半期(当期)純利 益金額又は1株当たり四半期純 損失金額 ( ) (円)	3.72	21.38	1.35
潜在株式調整後1株当たり四半 期(当期)純利益金額 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	44.3	45.2	43.7

回次	第64期 第3四半期連結 会計期間	第65期 第3四半期連結 会計期間
会計期間	自平成27年10月1日 至平成27年12月31日	自平成28年10月1日 至平成28年12月31日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	12.20	15.62

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。

2. 売上高には、消費税等は含まれていません。
3. 第64期第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失であり、また、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載していません。
4. 第64期及び第65期第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載していません。

#### 2【事業の内容】

当社グループ(当社、連結子会社及び関連会社)は、住宅建材及び住宅設備機器の製造並びに販売を主たる事業としております。当第3四半期連結累計期間において、当社グループが営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、当第3四半期連結累計期間における主要な関係会社の異動は、以下のとおりです。

(海外連結子会社の清算終了)

清算会社: Belkitchen Malaysia Sdn.Bhd.

清算終了日: 平成28年4月7日

セグメント: 住宅建材設備事業

この結果、前連結会計年度において連結子会社であったBelkitchen Malaysia Sdn.Bhd.は、当第3四半期連結累計期間において連結子会社でなくなりました。平成28年12月31日現在では、当社グループは、当社、子会社12社及び関連会社1社から構成されることとなりました。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。  
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

### 2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものです。

#### (1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間における我が国の経済は、政府の積極的な経済政策を背景に雇用・所得環境の改善が見られ緩やかな回復基調が続いているものの、中国をはじめとする新興国や資源国等の景気の下振れ、中東周辺各国での紛争、英国のEU離脱問題や米国のトランプ政権誕生等による予測困難な国際情勢に伴い国内経済への影響は先行き不透明な状況となりました。

住宅業界におきましては、マイナス金利導入による住宅ローンの金利低下や相続税の節税対策も相まって、新設住宅着工戸数は前年同期比で増加傾向にあり、当社グループの主力販売分野である持家や分譲戸建住宅は、前年同期比プラス基調となりました。

当社グループは、2014年以降を『第三の創業』とし、これまで培ってきたDNAを土台とし、ニュージーランドで育林するニュージーパインやその他国内外で調達する無垢材を主体とした新商品を武器として、国内においては新築戸建市場に加えてリフォーム、非住宅、DIY等の新市場、海外においては、インドネシアにおいて現地合弁企業を設立しドアの販売を始める等、今後の劇的な環境変化にも対応し得る体制を構築し、独創的な市場を創造して、グローバルに成長していくことをめざしています。

当社グループは、環境共創企業として、これまで以上に、所有する山林資源を有効に活用した新商品の開発や業界をリードする省施工・簡単施工商品群を提案し、併せて更なる業務の効率化・コスト削減・資産の効率化等を図り、他社と差別化できる無垢商品群を武器に新しい顧客開拓にも注力しています。

また、主要都市に開設したショールームを活かし、無垢の木のキッチン「スイージー」を主体に、床材、内装建具等に加え「無垢の木の洗面台」「スイージーファニチャー」「無垢の木の収納」等の商品を組み合わせ、トータルコーディネートすることで、お客様が実際の生活空間をイメージしやすいルームを再現し、無垢商品等の品ぞろえを広げ、販売を強化しています。

なお、今夏完成予定の金沢営業所兼ショールームは、新たな木材需要創出を目的とした国の補助金制度を活用し、当社が生産するLVL(単板積層材)構造材と新素材CLT(直交集成材)を複合した特殊建築物としてオープンいたします(設計管理：株式会社 伊東豊雄建築設計事務所)。

これらの結果、連結売上高は、49,854百万円(前年同期比1.5%増)、営業利益は2,156百万円(前年同期比153.9%増)、経常利益は1,475百万円(前年同期は経常損失231百万円)となり、親会社株主に帰属する四半期純利益は997百万円(前年同期は親会社株主に帰属する四半期純損失173百万円)となりました。

セグメント別の業績は次のとおりです。

#### 住宅建材設備事業

住宅建材では、前年同期に比べ建具・床材・収納等の内装材の売上が増加しました。また、コスト削減等による採算性の向上の効果もあり、利益率が上昇しました。壁紙に代わり、意匠性が高く、個性豊かな住空間の提案が可能な「デザインウォール」の販売促進に努めました。また、省施工商品として施工時に設置する先行階段を活用することで、現場の作業性と安全性が飛躍的に向上する「セットオン階段」や階段手すり取付け現場のムダやムリをカットした「手すりジャストカットシステム」、インテリア性の高い上質な空間を提案する「デザイン階段」や室内ドア「ソフトアートシリーズEtype」、箱型収納・棚板・金物を自由に組み合わせるオリジナル収納がつけられる「無垢の木の収納」等の様々な商品展開を行い、拡販に努めました。

住宅設備機器では、前年同期に比べ主に4つの樹種の無垢扉を選べる無垢の木のキッチン「スイージー」の売上が増加し、木のぬくもりを感じる「無垢の木の洗面台」、手で“触れなくなる”ような木の質感が漂う「スイージーファニチャー」等、無垢の木の強みを活かした商品とともに住宅の室内ドアや床材等の内装材とトータルコーディネート提案することで相乗効果を図っています。平成28年8月には黒の鉄と無垢の木の棚板を組み合わせたシンプルでスタイリッシュな新発想のキッチン「フレームキッチン」を新たに発売しました。

また、FSCの森林認証材であるLVL等の構造材を使用し、高い耐震性能を担保した大空間や次世代型高性能住宅を実現する新システム「ワンズキューボ」の普及や長期優良住宅等の各種認定申請支援業務を行うとともにLVLの特徴を活かした非住宅市場への拡販を進めています。平成28年10月には「高性能+デザイン+住まい方、愛着を育む本物の木の家を1500万円を実現」をデザインコンセプトとした「ワンズキューボ1500セレクション」が2016年度グッドデザイン賞を受賞しました。当社では今回の受賞を契機に無垢内装建材、無垢キッチン、JWOOD LVL構造材等の販売拡大を図るとともに、ものづくりにおけるデザインの活用を積極的に推進し、ブランドイメージの向上に努めてまいります。

この結果、当第3四半期連結累計期間における住宅建材設備事業は、売上高が48,960百万円（前年同期比1.5%増）、営業利益が1,974百万円（前年同期比196.8%増）となりました。

#### 発電事業

発電事業では、本社敷地内に木質バイオマス発電設備を導入し、電気事業者に売電を行っております。木質バイオマス発電の運営におきましては、森林から直接産出する「間伐材等由来の木質バイオマス」、当社グループ内も含め製材所や木材加工所から生じる端材等の「一般木質バイオマス」、建築解体現場から排出される「建設資材廃棄物」を燃料として稼働しています。この結果、当第3四半期連結累計期間の発電事業は、売上高が893百万円（前年同期比1.3%増）、営業利益が181百万円（前年同期比9.1%減）となりました。

#### (2) 財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間における連結財政状態は、前連結会計年度に比べ、資産が666百万円増加、負債が956百万円減少、純資産が1,622百万円増加しました。内訳として、資産の増加は、主に現金及び預金が796百万円減少、棚卸資産が160百万円減少、投資その他の資産が184百万円減少した一方、受取手形及び売掛金が772百万円増加、その他(流動資産)が543百万円増加、有形固定資産が698百万円増加したことによるものです。負債の減少は、主に電子記録債務が699百万円増加した一方、支払手形及び買掛金が1,104百万円減少、未払法人税等が336百万円減少、短期・長期借入金金が133百万円減少したことによるものです。純資産の増加は、主に利益剰余金が647百万円増加、為替換算調整勘定が807百万円増加したことによるものです。

## (3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループの対処すべき課題については重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりです。

## 株式会社の支配に関する基本方針

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容

上場会社である当社の株式は、株主及び投資家による自由な取引が認められており、当社取締役会は、特定の者による大規模な買付けに応じるか否かの判断は、最終的には、株主によってなされるべきと考えます。

しかしながら、昨今の上場株式の大規模な買付けの中には、株式を買い集め、濫用的な会社運営を行い、多数派株主として自己の利益を追求することのみを目的とするもの又は株主に当社の株式の売却を事実上強要し、または、株主を真の企業価値を反映しない廉価で株式を売却せざるを得ない状況におくような態様によるもの等の企業価値ひいては株主の共同の利益を著しく損なう株式の大規模な買付けも見受けられます。

当社の経営に関しては、当社グループが永年に亘り築きあげた林業及び総合木質建材製造並びに住宅設備機器製造の経験、知識及び情報についての適切な理解及び顧客、取引先や地域社会からの信頼が不可欠であり、かかる理解や利害関係者からの信頼なくしては、当社の企業価値の正確な把握及び今後の企業価値向上のための施策の策定、並びにその成果の予測等は困難であると考えています。当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、そのような当社の企業価値の源泉及び当社を支える各利害関係者との信頼関係を十分に理解したうえで、当社の企業価値ひいては株主の共同の利益を中長期的に確保または向上させることを真摯に目指す者でなければならないと当社は考えています。従って、当社の企業価値の源泉及び当社を支える各利害関係者との信頼関係を十分に理解せずに、上記のような当社の企業価値ひいては株主の共同の利益を著しく損なうおそれのある株式の大規模な買付けを行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、上記の当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(以下「基本方針」という。)の実現に資する取組みとして、以下の各取組みを実施しています。

## (a) 中期経営計画等

当社は、子会社とともに、「業界一流のメーカーとして、本業を極め、本業に徹し、一流の商品をお客様にご提供することを通じて、社会の発展に貢献する」を経営理念として、林業、並びに、建材の加工・製造、住宅設備機器の加工・製造及び建築部材の設計・生産を行う総合木質建材製造業に従事し、顧客ニーズに沿った商品開発に注力するとともに、自然環境の保護と社会の発展に貢献すべく企業活動を展開しています。

近年、環境問題に対する意識が高まるにつれて、木の伐採に対する否定的な意見が多くなっており、確かに、二酸化炭素を吸収する森林の減少は大きな問題です。しかしながら、正しい林業とは、森林を減少させるものではなく、定期的な植林・間伐・伐採を繰り返す「輪伐施業」によって森林を若々しく保つ行為です。当社グループはこうした理念の下、常に正しい林業のあり方を実践してきました。まさに、林業とはエコロジー産業であるという自負とともに、当社は企業活動を続けてきたものといえます。

また、当社は、伐った木を無駄なく使いたいという思いから、建材の加工・製造や建築部材の設計・生産を行う総合木質建材製造業としても事業を発展させてきました。ここでも、地域共生や高齢化社会、シックハウス症候群というさまざまな社会的課題に直面しましたが、常に積極的な姿勢で問題解決に取組み、時代に先駆けた解決策を提示してきました。

そして、当社は、これからの厳しい競争時代に着実に業績を伸展させるべく、中長期的経営戦略として、( )森林資源を保全する法正林施業(植林、育林、間伐、伐採)を採用したニュージーランドの育林事業により安定した品質と量の原材料確保を図り、( )貴重な資源を更に活かす為、高度な木材加工技術の更なる向上を図り、( )木が持つ潜在能力を梃子(てこ)に、新成長市場であるアジア市場や国内のリフォーム・中古再販市場等で、“勝てる市場×勝てる仕掛け”を創造し、( )変化する市場の本質を見極め、魅力ある商品・サービスを提案し、新たなファンを創造し、( )新たな戦略を全社で迅速に推進するため、国内外の製造ネットワークをさらに整備し、効率的な運営とコスト低減を図るとともに、社内の仕組みを再構築し、( )認証材を活用した国内外のニーズに応えていきます。

## (b) コーポレート・ガバナンスの状況

## (コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方)

当社の経営理念を実践していく為、経営に対する考え方、仕事への取組み姿勢、判断の基準等をまとめ経営トップを含めた全従業員の日々の規範とし、高い企業倫理の育成と健全な企業風土の醸成に努めており、今後さらにこの規範等の充実、整備を進めていく方針です。

(コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況)

(ア)会社の経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

当社は、監査役制度を採用しています。4名の監査役(内社外監査役2名)により、取締役及び執行役員の職務執行につきまして、厳正な監視を行っています。

また、当社取締役会は、平成28年12月31日現在10名(内社外取締役2名)の取締役で構成され、重要な業務執行の決定及び取締役の職務の執行状況の監督を行うため、原則月一回の定例の当社取締役会を開催しています。また、経営効率を向上させ、取締役及び使用人の職務の執行を効率的かつ機動的に行うために、関係取締役及び関係各部署の幹部をメンバーとする経営統括会議を原則毎週開催しています。

毎事業年度の経営計画につきましては、全社計画を策定し、各部署におきまして具体策を立案及び実行しています。また、業務執行の強化及び経営効率の向上を図るため、執行役員制度を導入しています。

内部統制につきましては、取締役及び全ての使用人の職務が適法かつ適正に行われるため及び高い企業倫理の育成と健全な企業風土の醸成を図るため、職務権限、情報管理、コンプライアンスやリスクに関する各種規程やルール等を整備運用し、当社監査役等と連携して推進しています。さらに、財務報告の正確性と信頼性を確保するための内部統制の仕組みの強化の一環として、内部監査室の設置を行う等、体制面の充実を図っています。

会計監査は平成19年3月期より西日本監査法人に依頼して、定期的な監査の他、会計上の課題につきましては随時確認を行い、会計処理の適正性の確保に努めています。また、顧問契約に基づく顧問弁護士より法律問題全般について必要に応じて助言と指導を受けています。

なお当社と当社の社外取締役及び社外監査役との人的関係、資本的关系または取引関係その他の利害関係はありません。

(イ)リスク管理体制整備の状況

当社の全体のリスク管理を推進するため、リスク管理担当の役員を置いています。担当役員は取締役管理本部本部長がこれにあたり、総務人事部が中心となり全社的なリスク管理体制の構築、運営、リスク管理に関する内部監査の実施等を行っています。各部門におきましては、顕在的リスク及び潜在的リスクの検証を行い、リスク現実化の未然防止策及びリスク現実化の際の対応策等を策定しています。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し、又は向上させるために平成26年6月26日開催の株主総会におきまして第四回信託型買収防衛策(以下「信託型防衛策」と)と第五回事前警告型買収防衛策(以下「事前警告型防衛策」と)の導入について承認を得ています。買収等に対して対抗措置の発動が必要であると判断される場合には、原則として信託型防衛策が選択されますが、買収等の態様、租税法その他の法令上の制約等に鑑み、信託型防衛策に代えて事前警告型防衛策が発動されることがあります。従って信託型防衛策に基づく対抗措置と事前警告型防衛策に基づく対抗措置が同時に発動されることはありません。

なお、信託型防衛策及び事前警告型防衛策の導入の目的及びスキームに関しては当社のホームページ([http://www.woodone.co.jp/ir/pdf/20140526\\_baisyuboueisaku.pdf](http://www.woodone.co.jp/ir/pdf/20140526_baisyuboueisaku.pdf))のIR情報に掲載している平成26年5月26日付「第四回信託型買収防衛策及び第五回事前警告型買収防衛策の導入に関するお知らせ」で閲覧することができます。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間における当社グループ全体の研究開発活動の金額は、219百万円です。

なお、当第3四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通し

当第3四半期連結累計期間における当社グループの経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通しは、重要な変更及び新たに生じたものはありません。

### 第3【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	196,839,384
計	196,839,384

###### 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数(株) (平成28年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成29年2月10日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	49,209,846	49,209,846	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 1,000株
計	49,209,846	49,209,846	-	-

##### (2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

##### (3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

##### (4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

##### (5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成28年10月1日～ 平成28年12月31日	-	49,209,846	-	7,324	-	7,815

##### (6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7)【議決権の状況】  
【発行済株式】

平成28年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,563,000	-	単元株式数 1,000株
完全議決権株式(その他)	普通株式 46,368,000	46,368	同上
単元未満株式	普通株式 278,846	-	-
発行済株式総数	49,209,846	-	-
総株主の議決権	-	46,368	-

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式302株が含まれています。

【自己株式等】

平成28年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社ウッドワン	広島県廿日市市 木材港南1番1号	2,563,000	-	2,563,000	5.21
計	-	2,563,000	-	2,563,000	5.21

2【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当第3四半期累計期間における役員の異動は、次のとおりです。

役職の異動

新役名	新職名	旧役名	旧職名	氏名	異動年月日
常務取締役	製造本部本部長	常務取締役	製造本部本部長 本社製造部長	竹田 平	平成28年8月1日
取締役	情報システム部長 戦略統括本部 グループ経営管理室長	取締役	情報システム部長 戦略統括本部 経営企画担当部長	土屋 篤	平成28年9月2日

## 第4【経理の状況】

### 1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しています。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成28年10月1日から平成28年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成28年4月1日から平成28年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、西日本監査法人による四半期レビューを受けています。

## 1【四半期連結財務諸表】

## (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成28年12月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	5,978	5,182
受取手形及び売掛金	8,606	9,379
商品及び製品	4,930	4,902
仕掛品	2,214	2,302
原材料及び貯蔵品	5,758	5,538
繰延税金資産	139	70
為替予約	302	216
その他	582	1,125
貸倒引当金	20	20
流動資産合計	28,492	28,695
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	8,729	8,592
機械装置及び運搬具(純額)	7,158	6,945
土地	12,447	12,525
立木	16,283	17,260
その他(純額)	2,087	2,079
有形固定資産合計	46,705	47,404
無形固定資産	502	452
投資その他の資産	1 13,380	1 13,195
固定資産合計	60,589	61,052
資産合計	89,081	89,747
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	5,407	4,303
電子記録債務	975	1,675
短期借入金	3 21,207	3 9,940
1年内償還予定の社債	-	4,400
未払法人税等	601	265
引当金	227	11
為替予約	488	134
その他	2,467	2,876
流動負債合計	31,375	23,607
固定負債		
社債	4,700	300
長期借入金	3 9,336	3 20,469
繰延税金負債	2,202	2,295
引当金	352	374
退職給付に係る負債	847	857
その他	333	286
固定負債合計	17,773	24,585
負債合計	49,148	48,192

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成28年12月31日)
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	7,324	7,324
資本剰余金	7,519	7,519
利益剰余金	21,047	21,694
自己株式	2,135	2,135
株主資本合計	33,756	34,403
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	693	809
繰延ヘッジ損益	5	26
為替換算調整勘定	4,612	5,420
退職給付に係る調整累計額	111	99
その他の包括利益累計額合計	5,198	6,156
新株予約権	197	154
非支配株主持分	779	839
純資産合計	39,932	41,554
負債純資産合計	89,081	89,747

## ( 2 ) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

## 【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年12月31日)
売上高	49,119	49,854
売上原価	35,352	34,467
売上総利益	13,767	15,386
販売費及び一般管理費	12,918	13,230
営業利益	849	2,156
営業外収益		
受取利息	10	11
受取配当金	56	58
受取賃貸料	93	86
為替差益	-	61
その他	88	99
営業外収益合計	248	317
営業外費用		
支払利息	418	379
売上割引	350	366
為替差損	369	-
電力デリバティブ評価損	37	2
持分法による投資損失	-	43
その他	153	207
営業外費用合計	1,329	998
経常利益又は経常損失( )	231	1,475
特別利益		
固定資産売却益	12	12
新株予約権戻入益	117	64
その他	378	2
特別利益合計	507	79
特別損失		
固定資産売却損	8	7
固定資産除却損	27	16
為替差損	393	-
その他	16	17
特別損失合計	445	41
税金等調整前四半期純利益又は 税金等調整前四半期純損失( )	169	1,513
法人税、住民税及び事業税	284	484
法人税等調整額	142	31
法人税等合計	142	516
四半期純利益又は四半期純損失( )	312	996
非支配株主に帰属する四半期純損失( )	138	0
親会社株主に帰属する四半期純利益又は 親会社株主に帰属する四半期純損失( )	173	997

【四半期連結包括利益計算書】  
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年12月31日)
四半期純利益又は四半期純損失( )	312	996
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	338	116
繰延ヘッジ損益	215	23
為替換算調整勘定	2,403	866
退職給付に係る調整額	15	12
その他の包括利益合計	2,296	1,018
四半期包括利益	2,608	2,015
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	2,110	1,955
非支配株主に係る四半期包括利益	498	60

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

第1四半期連結会計期間において、当社の連結子会社であるBelkitchen Malaysia Sdn.Bhd.は清算が終了しました。この結果、Belkitchen Malaysia Sdn.Bhd.を連結範囲から除外しています。

(会計方針の変更等)

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を第1四半期連結会計期間に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この結果、当第3四半期連結累計期間の損益に与える影響は軽微です。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

該当事項はありません。

(追加情報)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を第1四半期連結会計期間から適用しています。

(四半期連結貸借対照表関係)

1 資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成28年12月31日)
投資その他の資産	32百万円	33百万円

2 受取手形割引高

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成28年12月31日)
受取手形割引高	624百万円	112百万円

3 財務制限条項

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成28年12月31日)											
<p>平成27年9月25日締結のシンジケートローン方式によるコミットメントライン契約(契約総額2,000百万円、平成28年3月31日現在借入金残高はありません)において財務制限条項が付されています。</p> <p>これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は、次のとおりです。</p> <p>コミットメントライン</p> <table border="1"> <tr> <td>契約総額</td> <td>2,000百万円</td> </tr> <tr> <td>借入実行総額</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>借入未実行残高</td> <td>2,000</td> </tr> </table>	契約総額	2,000百万円	借入実行総額	-	借入未実行残高	2,000	<p>平成28年9月27日締結のシンジケートローン方式によるコミットメントライン契約(契約総額2,000百万円、平成28年12月31日現在借入金残高はありません)において財務制限条項が付されています。</p> <p>これらの契約に基づく当第3四半期連結会計年度の借入未実行残高は、次のとおりです。</p> <p>コミットメントライン</p> <table border="1"> <tr> <td>契約総額</td> <td>2,000百万円</td> </tr> <tr> <td>借入実行総額</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>借入未実行残高</td> <td>2,000</td> </tr> </table>	契約総額	2,000百万円	借入実行総額	-	借入未実行残高	2,000
契約総額	2,000百万円												
借入実行総額	-												
借入未実行残高	2,000												
契約総額	2,000百万円												
借入実行総額	-												
借入未実行残高	2,000												

なお、下記及びの財務制限条項に抵触した場合に多数貸付人の協議が整わない場合は、期限の利益を喪失します。

純資産維持

平成28年3月期第2四半期決算期末日以降、各年度の決算期末日及び第2四半期決算期末日において、提出会社の貸借対照表においては、純資産を平成27年3月期の75%以上を維持し、連結の貸借対照表においては、純資産の部がマイナスでないこと。

営業利益の維持

平成28年3月期以降の各年度の決算期における連結及び提出会社の損益計算書に示される営業損益が、損失とならないこと。

平成27年9月25日締結のシンジケートローン方式によるタームローン契約(契約総額3,000百万円、平成28年3月31日現在借入金残高3,000百万円)において財務制限条項が付されています。

これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は、次のとおりです。

タームローン

契約総額	3,000百万円
借入実行総額	3,000
借入未実行残高	-

なお、下記及びの財務制限条項に抵触した場合に多数貸付人の協議が整わない場合は、期限の利益を喪失します。

なお、下記及びの財務制限条項に抵触した場合に多数貸付人の協議が整わない場合は、期限の利益を喪失します。

純資産維持

平成29年3月期第2四半期決算期末日以降、各年度の決算期末日及び第2四半期決算期末日において、提出会社の貸借対照表においては、純資産を平成28年3月期の75%以上を維持し、連結の貸借対照表においては、純資産の部がマイナスでないこと。

営業利益の維持

平成29年3月期以降の各年度の決算期における連結及び提出会社の損益計算書に示される営業損益が、損失とならないこと。

平成28年9月27日締結のシンジケートローン方式によるタームローン契約(契約総額3,000百万円、平成28年12月31日現在借入金残高3,000百万円)において財務制限条項が付されています。

これらの契約に基づく当第3四半期連結会計年度の借入未実行残高は、次のとおりです。

タームローン

契約総額	3,000百万円
借入実行総額	3,000
借入未実行残高	-

なお、下記及びの財務制限条項に抵触した場合に多数貸付人の協議が整わない場合は、期限の利益を喪失します。

前連結会計年度  
(平成28年3月31日)当第3四半期連結会計期間  
(平成28年12月31日)

## 純資産維持

平成28年3月期第2四半期決算期末日以降、各年度の決算期末日及び第2四半期決算期末日において、提出会社の貸借対照表においては、純資産を平成27年3月期の75%以上を維持し、連結の貸借対照表においては、純資産の部がマイナスでないこと。

## 営業利益の維持

平成28年3月期以降の各年度の決算期における連結及び提出会社の損益計算書に示される営業損益が、損失とならないこと。

平成25年9月26日締結のシンジケートローン方式によるタームローン契約（契約総額8,300百万円、平成28年3月31日現在借入金残高7,550百万円）において財務制限条項が付されています。

これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は、次のとおりです。

## タームローン

契約総額	8,300百万円
借入実行総額	8,300
借入未実行残高	-

なお、下記及びの財務制限条項に抵触した場合に多数貸付人の協議が整わない場合は、期限の利益を喪失します。

## 純資産維持

平成26年3月期第2四半期決算期末日以降、各年度の決算期末日及び第2四半期決算期末日において、提出会社の貸借対照表においては、純資産を平成25年3月期の75%以上を維持し、連結の貸借対照表においては、純資産の部がマイナスでないこと。

## 営業利益の維持

平成26年3月期以降の各年度の決算期における連結及び提出会社の損益計算書に示される営業損益が、損失とならないこと。

平成25年9月26日締結のシンジケートローン方式によるタームローン契約（契約総額6,900百万円、平成28年3月31日現在借入金残高5,400百万円）において財務制限条項が付されています。

これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は、次のとおりです。

## タームローン

契約総額	6,900百万円
借入実行総額	6,900
借入未実行残高	-

なお、下記及びの財務制限条項に抵触した場合に多数貸付人の協議が整わない場合は、期限の利益を喪失します。

## 純資産維持

平成29年3月期第2四半期決算期末日以降、各年度の決算期末日及び第2四半期決算期末日において、提出会社の貸借対照表においては、純資産を平成28年3月期の75%以上を維持し、連結の貸借対照表においては、純資産の部がマイナスでないこと。

## 営業利益の維持

平成29年3月期以降の各年度の決算期における連結及び提出会社の損益計算書に示される営業損益が、損失とならないこと。

平成28年9月27日締結のシンジケートローン方式によるタームローン契約（契約総額5,400百万円、平成28年12月31日現在借入金残高5,325百万円）において財務制限条項が付されています。

これらの契約に基づく当第3四半期連結会計年度の借入未実行残高は、次のとおりです。

## タームローン

契約総額	5,400百万円
借入実行総額	5,400
借入未実行残高	-

なお、下記及びの財務制限条項に抵触した場合に多数貸付人の協議が整わない場合は、期限の利益を喪失します。

## 純資産維持

平成29年3月期第2四半期決算期末日以降、各年度の決算期末日及び第2四半期決算期末日において、提出会社の貸借対照表においては、純資産を平成28年3月期の75%以上を維持し、連結の貸借対照表においては、純資産の部がマイナスでないこと。

## 営業利益の維持

平成29年3月期以降の各年度の決算期における連結及び提出会社の損益計算書に示される営業損益が、損失とならないこと。

平成28年9月27日締結のシンジケートローン方式によるタームローン契約（契約総額5,900百万円、平成28年12月31日現在借入金残高5,750百万円）において財務制限条項が付されています。

これらの契約に基づく当第3四半期連結会計年度の借入未実行残高は、次のとおりです。

## タームローン

契約総額	5,900百万円
借入実行総額	5,900
借入未実行残高	-

なお、下記及びの財務制限条項に抵触した場合に多数貸付人の協議が整わない場合は、期限の利益を喪失します。

前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成28年12月31日)
<p><b>純資産維持</b></p> <p>平成26年3月期第2四半期決算期末日以降、各年度の決算期末日及び第2四半期決算期末日において、提出会社の貸借対照表においては、純資産を平成25年3月期の75%以上を維持し、連結の貸借対照表においては、純資産の部がマイナスでないこと。</p> <p>営業利益の維持</p> <p>平成26年3月期以降の各年度の決算期における連結及び提出会社の損益計算書に示される営業損益が、損失とならないこと。</p>	<p><b>純資産維持</b></p> <p>平成29年3月期第2四半期決算期末日以降、各年度の決算期末日及び第2四半期決算期末日において、提出会社の貸借対照表においては、純資産を平成28年3月期の75%以上を維持し、連結の貸借対照表においては、純資産の部がマイナスでないこと。</p> <p>営業利益の維持</p> <p>平成29年3月期以降の各年度の決算期における連結及び提出会社の損益計算書に示される営業損益が、損失とならないこと。</p>
(四半期連結損益計算書関係)	
為替差損	

前第3四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年12月31日)
<p>Juken New Zealand Ltd.の外貨建借入金の期末換算から生じた為替差損は、著しい相場変動により発生したもののため、特別損失として計上しています。</p>	-

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成していません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりです。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年12月31日)
減価償却費	2,238百万円	2,029百万円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自平成27年4月1日至平成27年12月31日)

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成27年6月25日 定時株主総会	普通株式	174	3.75	平成27年3月31日	平成27年6月26日	利益剰余金
平成27年11月6日 取締役会	普通株式	174	3.75	平成27年9月30日	平成27年12月7日	利益剰余金

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発  
生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自平成28年4月1日至平成28年12月31日)

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成28年6月28日 定時株主総会	普通株式	174	3.75	平成28年3月31日	平成28年6月29日	利益剰余金
平成28年11月4日 取締役会	普通株式	174	3.75	平成28年9月30日	平成28年12月5日	利益剰余金

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発  
生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自平成27年4月1日 至平成27年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	住宅建材 設備事業	発電事業	合計	調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
売上高					
外部顧客への売上高	48,237	882	49,119	-	49,119
セグメント間の内部売上高 又は振替高	16	-	16	16	-
計	48,253	882	49,135	16	49,119
セグメント利益	665	200	865	16	849

(注)1. セグメント利益の調整額 16百万円は、セグメント間取引消去 16百万円です。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っています。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自平成28年4月1日 至平成28年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	住宅建材 設備事業	発電事業	合計	調整額	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)
売上高					
外部顧客への売上高	48,960	893	49,854	-	49,854
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	-
計	48,960	893	49,854	-	49,854
セグメント利益	1,974	181	2,156	-	2,156

(注)セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っています。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

( 1株当たり情報 )

1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は以下のとおりです。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額 又は1株当たり四半期純損失金額( )	3円72銭	21円38銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額又は 親会社株主に帰属する四半期純損失金額( ) (百万円)	173	997
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純 利益金額又は親会社株主に帰属する四半期純損 失金額( )(百万円)	173	997
普通株式の期中平均株式数(株)	46,651,497	46,647,825
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当 たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株 式で、前連結会計年度末から重要な変動があったも のの概要		

(注) 前第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失であり、また、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載していません。当第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載していません。

2【その他】

平成28年11月4日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議しました。

(イ) 中間配当による配当金の総額.....174百万円

(ロ) 1株当たりの金額.....3円75銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日.....平成28年12月5日

(注) 平成28年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行っています。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成29年 2月 8日

株式会社ウッドワン

取締役会 御中

西日本監査法人

代表社員 公認会計士 栗 栖 正 紀  
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 山 内 重 樹

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ウッドワンの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成28年10月1日から平成28年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成28年4月1日から平成28年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ウッドワン及び連結子会社の平成28年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは四半期レビューの対象には含まれていません。